

添付法令資料 4 :

電子認証の実施に関する 2018 年 8 月 27 日付インドネシア共和国通信情報大臣規則
No.11 (目次)
同年 9 月 6 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 電子認証実施者
 - 第 1 節 通則 (第 4 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 電子認証実施者としての承認
 - 第 1 款 登録済みステータスの電子認証実施者としての承認 (第 7 条ないし第 10 条)
 - 第 2 款 認証済みステータスの電子認証実施者としての承認 (第 11 条)
 - 第 3 款 親電子認証実施者としての承認 (第 12 条)
 - 第 3 節 電子認証実施者としての承認の取得に係る申請の検証及び承認の発行 (第 13 条ないし第 16 条)
 - 第 4 節 電子認証実施者の報告 (第 17 条)
 - 第 5 節 監視及び評価 (第 18 条)
 - 第 6 節 電子認証実施者の承認の延長 (第 19 条及び第 20 条)
 - 第 7 節 電子認証実施者の義務 (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 3 章 電子認証の保有に係る手続
 - 第 1 節 通則 (第 25 条ないし第 30 条)
 - 第 2 節 電子認証の保有に係る申請 (第 31 条ないし第 36 条)
- 第 4 章 電子認証実施者の監督 (第 37 条ないし第 42 条)
- 第 5 章 制裁 (第 43 条)
- 第 6 章 雑則 (第 44 条及び第 45 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 46 条)
- 第 8 章 終則 (第 47 条及び第 48 条)